

中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年五月六日

参議院議長 斎藤十朗殿

福本潤一

中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する再質問主意書

去る四月十六日、私は「中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する質問主意書」を提出した。四月二十七日、内閣からの答弁書を受領したが、質問に対する答弁として全く不十分であるため、再度以下の質問をする。

- 水道行政と環境行政を一体として同じ省の所管とすることについて、行政改革会議において、
- 1 安全確保対策の観点から、具体的にどのような議論が行われたのか明らかにされたい。
 - 2 住民福祉の観点から、具体的にどのような議論が行われたのか明らかにされたい。
 - 3 政策手法及び人材の効率的活用の観点から、具体的にどのような議論が行われたのか明らかにされたい。

右質問する。